

山形県道路交通規則の改正

自転車運転中、携帯電話や音楽プレーヤーを聞くためヘッドホンを使用する行為が増え、これに伴い交通事故が起きるケースが全国的に増加しています。

このようなことから、山形県においても、自転車の安全な利用を図るため、山形県道路交通規則が一部改正され、自転車運転中の携帯電話・イヤホン等の使用や全ての道路において傘さし運転が禁止されます。

平成24年3月1日から施行されます。

携帯電話等の通話や操作の禁止

自転車運転中の携帯電話の通話や操作、画像表示用装置に表示された画面を注視する行為が禁止されます。

罰則：5万円以下の罰金



周囲の音が十分聞こえないような状態でのヘッドホン・イヤホンの使用禁止

両耳にヘッドホンなどを使用して、周囲の音が聞こえないような状態で自転車を運転することが禁止されます。

罰則：5万円以下の罰金



全ての道路における傘さし運転の禁止

これまでは、交通頻繁な道路においてのみ傘さし運転を禁止していましたが、これからは、交通量に関係なく、全ての道路で傘さし運転が禁止されます。

罰則：5万円以下の罰金



自転車は車の仲間です！交通ルールを守りましょう！